

一般社団法人実践教育訓練研究協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人実践教育訓練研究協会と称する。

(事務所・支部)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

2 本協会は、総会の決議を経て、従たる支部を必要な地に置くことが出来る

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、生産技術の高度化により技能と技術の融合化が進展していることに伴い、高度な実践的技能及び知識を有する人材の育成を行うための教育訓練(以下「実践教育訓練」という。)に係わる技法の確立及び普及を図り、もって我が国における労働者の職業能力の開発及び向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 実践教育訓練技法に関する調査研究の実施
- (2) 実践教育訓練技法に関する研究論文集等の編さん及び発行
- (3) 実践教育訓練技法に関する研究発表会の開催
- (4) 実践教育訓練に使用する教材等の開発及び図書の発行
- (5) 実践教育訓練技法に関する情報の収集及び提供
- (6) 実践教育訓練技法に関する産業界との交流会の開催
- (7) 実践教育訓練技法の研究に関する国際交流の実施
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 実践教育訓練に携わる個人又はこれに関心を有する個人
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同する個人又は団体
- (3) 学生会員 本協会の目的に賛同する学生
- (4) 名誉会員 本協会に功労のあった個人で、理事会が推薦し、総会で承認された者とする。

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。

2 入会を承認された者には、入会承認書を送付する。

(経費の負担)

第7条 会員は、この協会の事業活動に生じる費用に充てるため、総会において別に定める経費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。但し、前条の支払い義務を有するときは、これを履行しなければならない。

(強制退会)

第9条 会員は、次の掲げる事由によって退会する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議を経て、除名することができる。

- (1) 本協会の定款又はその他規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会では、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、収支決算報告及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残予算の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令文はこの定款で定められた事項
- (9) 理事会で付議した事項

(種別)

第13条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とし、臨時総会をもって法人法上の臨時社員総会とする。

(開催)

第14条 通常総会は毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、必要が有る場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって総会の招集を請求できる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故若しくは支障があるときは、筆頭副会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 総会に出席できない正会員は、書面をもって他の正会員に議決権の行使を委任することができる。

この場合、あらかじめ通知した事項について出席者とみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) 総会に出席した理事、監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (9) その他法令で定められた事項
- 2 前項の議事録には、議長・議事録作成者及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名、押印しなければならない。

第5章 役員及び組織

(役員設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

理事15人以上20人以内

監事2人

- 2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長とする。
- 3 副会長のうち、1人を筆頭副会長とする。
- 4 会長及び筆頭副会長をもって法人法上の代表理事とし、筆頭副会長以外の理事をもって、法人法上の業務執行理事とする。
- 5 理事の職名と業務の分担は、理事会において別に定める。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長・筆頭副会長および副会長は、理事の中から理事会の決議によって選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、会務を処理する。

- 2 会長は、本協会を代表して会務を統括し、総会及び理事会の議長となる。
- 3 筆頭副会長は、会長を補佐し会長が業務の執行に支障があるときは、その職務を代行する。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、本協会の財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されるものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第27条 本法人は、法人法に規定されている理事及び監事の本法人に対する賠償責任について、法人法第113条の規定に基づき
総会の決議によって免除することができる。

(協会の組織)

第28条 本協会は、理事会の決議に基づき専門分野ごとの部会、委員会、分科会、支部及び分会などを設けることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 総会に付議すべき事項の決定
- (4) 規則等の制定・改廃の決定
- (5) 代表理事の選定および解任
- (6) 会長・筆頭副会長・副会長および業務執行理事の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、筆頭副会長が理事会を招集する。

3 理事の3分の以上から会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、理事会の招集を請求できる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、筆頭副会長が代行する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
 - (5) その他法令で定められた事項
- 2 前項の議事録には、出席した代表理事及び出席した監事が、記名、押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産)

第35条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄附金および補助金
- (4) その他の収入

(寄付金)

第36条 寄付金を受けることの可否は、理事会で決定する。

2 寄付金の運用については、別に定める。

(業務費用)

第37条 本協会の事業遂行に要する費用は、財産をもって支弁する。

(財産と剰余金の非分配)

第38条 本協会の財産並びに剰余金は、会員に分配することができない。

(事業年度)

第39条 本協会の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 本協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長は次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 財産目録
- (6) 監査報告

(備え付け帳簿及び書類)

第42条 主たる事務所には、前条の種類のほか、次に掲げる書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 登記および許可・認可に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第44条 本協会は、総会の議決、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員、会長が任免する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本協会の公告は、電子広告の方法により行う。

第11章 補則

(規則等への委任)

第48条 この定款の施行に必要な規則等は、理事会の議決により定める。

附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の限定に関する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人への移行後の最初の代表理事は、次のとおりとする。

代表理事 久保 紘

代表理事 山見 豊

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4.この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。